

公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例施行規則

〔平成30年3月27日〕
規則第1号

改正 令和2年2月14日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例（平成11年公立丹南病院組合条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理申請書)

第2条 条例第10条第1項の管理者が定める申請書は、指定管理申請書（様式第1号）とする。

(受付時間および休診日の変更の承認)

第3条 条例第8条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第11条第1号の規定により受付時間を定めるとき、または同条第3号の規定により休診日を変更しようとするときは、公立丹南病院受付時間・休診日（変更）承認申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、承認または不承認を決定し、公立丹南病院受付時間・休診日承認（不承認）通知書（様式第3号）により、指定管理者に通知するものとする。

(利用料金の承認)

第4条 指定管理者は、条例第12条第1項第6号の規定により利用料金の額の承認を受けようとするときは、公立丹南病院利用料金承認申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、承認または不承認を決定し、公立丹南病院利用料金承認（不承認）通知書（様式第5号）により、指定管理者に通知するものとする。

(入院申込等)

第5条 公立丹南病院に入院して診療を受けようとする者は、指定管理者が定める入院申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービスまたは指定居宅介

護支援を利用しようとする者は、指定管理者と利用契約を締結しなければならない。

(利用料金)

第6条 条例別表の管理者が規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、条例第15条の規定により必要があると認めるときは、公立丹南病院利用料金減免承認申請書(様式第7号)をあらかじめ管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、承認または不承認を決定し、公立丹南病院利用料金減免承認(不承認)通知書(様式第7号)により、指定管理者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条および第4条の規定による申請ならびにこれに関して必要な手続その他の行為ならびに申請に対する承認または不承認は、この規則の施行の日前においても、第3条および第4条の規定の例により行うことができる。

3 第5条の規定による入院の許可および利用契約の締結は、この規則の施行の日前においても、第5条の規定の例により行うことができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	金額
1 出産関係料金	
(1) 分娩料（通常）	時間内 170,000 円 時間外 180,000 円 深夜・休日 200,000 円
(2) 分娩料（双胎分娩）	時間内 245,000 円 時間外 260,000 円 深夜・休日 280,000 円
(3) 帝王切開時分娩料	180,000 円
(4) 帝王切開時分娩料（双胎分娩）	260,000 円
(5) 死産時分娩料（産科医療補償制度適用）	180,000 円
(6) 死産時分娩料（産科医療補償制度適用外）	150,000 円
(7) 人工妊娠中絶	100,000 円
(8) 帝王切開時人工妊娠中絶	100,000 円
(9) 妊婦検診初期検査料（血液検査）	1 回につき 6,000 円
" （妊婦反応）	" 1,000 円
(10) 妊婦定期検診（初診）	" 6,000 円
" （再診）	" 5,000 円
" （ノンストレステスト）	" 1,000 円
(11) 分娩後診察料	" 5,000 円
(12) 人工授精料	" 2,000 円
(13) 精液検査	" 1,500 円
(14) 避妊リング挿入料	" 35,000 円
(15) 避妊リング挿入料（銅付加）	" 40,000 円
(16) 避妊リング除去料	" 10,000 円
(17) 避妊手術（帝王切開時）	" 120,000 円
(18) 緊急避妊薬処方料（プラノバール）	" 3,500 円
" （ノルレボ）	" 15,000 円
(19) 新生児基本検診料	" 4,250 円
(20) 乳房マッサージ（時間内）	" 2,000 円
(21) 乳房マッサージ（他院出産）（時間内）	" 4,000 円
(22) 乳房マッサージ（時間外・休日）	" 4,000 円
(23) 乳房マッサージ（他院出産）（時間外・休日）	" 8,000 円
(24) 羊水検査	" 50,000 円
(25) 先天性代謝異常検査（ガスリー法）	" 580 円
(26) 臍帯血動脈血ガス値検査	" 4,440 円
(27) 新生児聴覚検査	" 5,000 円
(28) 新生児管理保育料	1 日につき 10,000 円
(29) お産セット	12,000 円
2 健康診断料	実費相当額
3 予防接種料	実費相当額
4 検査料	
(1) 人間ドック（1日ドック）	実費相当額
(2) 脳ドック	実費相当額
(3) 眼科ドック	実費相当額
5 病衣貸料	1 日につき 60 円
6 通所リハビリテーション利用加算金	
(1) 食事費（おやつ込み）	1 食（昼） 690 円
(2) 日常生活費（紙おむつおよび日用品費ならびに教養娯楽にかかる材料費等）	実費相当額
(3) 利用の中止（利用予定日の前日までに申出がなかった場合）	当日の利用料金の10% （自己負担相当額）

(4) 暫定利用により非該当となった場合	要介護度1の介護報酬相当額を適用
7 人工腎臓食事料	1食 600円
8 入院期間180日を超える入院患者に係る選定療養費	1日につき 選定療養および特定療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成14年厚生労働省告示第88号。以下「告示」という。）第3号に規定する通算対象入院料の額に100分の15を乗じて得た額
9 薬価基準収載医薬品承認外投与料	厚生労働大臣が定める使用薬剤の薬価（薬価基準）
10 禁煙外来（保険適用外） (1) 初回診察時 (2) 再診時 (3) 投薬量（2週間分） (4) 尿中ニコチン検査（1回）	5,000円 1,000円 5,000円 1,000円
11 その他	別記「その都度管理者が定める額」

備考

- 「休日」とは、日曜日、土曜日（午前8時30分から午後0時30分までの時間を除く。）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および12月29日から翌年1月3日までをいう。以下同じ。
- 「時間外」とは、午前8時30分から午後5時までの時間以外の時間（土曜日にあつては午前8時30分から午後0時30分までの時間以外の時間）をいう。以下同じ。
- 「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。
- 第8項に規定する「入院期間180日を超える入院患者に係る選定療養費」とは、告示第3号の規定により計算した入院期間（告示第4号に規定する者に係る入院期間を除く。）が180日を超えた場合に条例第12条第1項に規定する諸料金に加算する利用料金をいう。）
- 第9項に規定する「薬価基準収載医薬品承認外投与料」とは、薬価基準に収載されている医薬品（告示第4号の2に規定するものに限る。）の投与であつて、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項または第19条の2第1項の規定による承認に係る用法、用量、効能または効果と異なる用法、用量、効能または効果に係るもの（告示第4号の4に規定する期間の範囲内で行われるものに限る。）をいう。

別記

その都度管理者が定める額

1 通所リハビリテーション利用料金

(1) 保険料滞納者 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準による。

(2) 自立と判断された場合

暫定利用により非該当となった場合の要介護度1の介護報酬相当額の適用

2 指定居宅介護支援利用料金

(1) 保険料滞納者 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準による。

(2) 自立と判断された場合 1回/1月につき 6,500円

3 訪問看護利用料金

(1) 医療保険での長時間訪問看護加算対象外の訪問でサービス提供時間が90分を超た場合は、30分ごとに600円を加算する。ただし、

ア 深夜の場合は、30分ごとに1,600円を加算する。

イ 休日および休日以外の時間外(深夜を除く。)の場合は、30分ごとに1,200円を加算する。

(2) 介護保険・医療保険対象外の場合

ア 60分未満までは7,000円とし、その後30分ごとに1,000円を加算する。

ただし、

① 深夜の場合は、60分未満までは9,000円とし、その後30分ごとに2,000円を加算する。

② 休日および休日以外の時間外(深夜を除く。)の場合は、60分未満までは8,200円とし、その後30分ごとに1,600円を加算する。

イ 死後の処置 5,000円

ウ 利用の中止、変更に伴う利用料金

利用前日までに申出があった場合	無料
利用前日までに申出がなかった場合	当日利用料金の10~30% (該当保険の自己負担割合分) ただし、利用者自己負担割合が0%の場合は当日利用料金の10%

- 4 交通費加算金 片道 10 キロメートル超えた場合は、
5 キロメートル増すごとに 100 円を加算する。

5 医療記録等の開示に係る料金

(1) 開示に係る料金 (開示請求料)

開示に係る申請書 1 件につき 300 円 (開示請求 1 回当たり)

(2) 開示実施料

開示を受ける診療記録 (文書またはエックス線写真等) 1 件につき、下表の「診療記録の種別」欄に掲げる文書等の種別ごとに、同表の「開示の実施の方法」欄に定める方法に応じ、それぞれ、同表「開示実施料の額」欄に定める額 (複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合計額) とする。

ただし、基本額が 300 円に達するまでは無料とし、300 円を超えるときは、当該基本額から 300 円を減じた額とする。

診療記録の種類	開示の実施方法	開示実施料の額
文書 (台紙に貼付した記録物等も含む) 診療録、看護記録、各種検査録等	閲覧	100 枚ごとに 100 円
	複写機により複写したものの交付	用紙 1 枚につき 20 円 (A 3 版まで)
図面 (画像) X線フィルム 内視鏡フィルム ポラロイドフィルム	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 100 円に 12 枚ごとに 750 円を加えた額
	撮影した写真フィルムを印画紙に印刷したものの交付	1 枚につき 130 円に 12 枚ごとに 750 円を加えた額
電磁的記録 ハードディスク フロッピーディスク MO等に保存された各種データ	用紙に出力されたものの閲覧	用紙 100 枚までごとに 200 円
	用紙に出力されたものの交付	用紙 1 枚につき 20 円 (A 3 版まで)
	CDでの提供	CD 1 枚につき 1,000 円

様式第1号（第2条関係）

指定管理申請書

年 月 日

公立丹南病院組合

管理者 様

申請者 所在地
名称
代表者名 印
電話番号

公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第10条第1項の規定に基づき、指定管理者として指定を受けたいので申請します。

添付書類

登記簿謄本および定款

事業計画書

前事業年度の収支（損益）計算書、貸借対照表および財産目録

現事業年度の収支予算書

役員名簿および組織に関する事項について記載した書類

その他管理者が特に必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

公立丹南病院受付時間・休診日（変更）承認申請書

年 月 日

公立丹南病院組合管理者 様

申請者 所在地

名称

代表者名

印

公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第11条（第1号・第3号）に規定する公立丹南病院の（受付時間・休診日）を次のとおり（定めたい・変更したい）ので、申請します。

申請（変更）内容

	診療科	曜日	受付時間				
	受付時間			午前	時	分から	時
午後				時	分から	時	分まで
			午前	時	分から	時	分まで
			午後	時	分から	時	分まで
	申請（変更）理由						
	実施時期	年 月 日から					
休診日	診療（休診）日	年 月 日					
	休診（診療）理由						

（注）必要に応じ、関係資料を添付すること。

様式第3号（第3条関係）

公立丹南病院受付時間・休診日承認（不承認）通知書

年 月 日

様

公立丹南病院組合管理者

年 月 日付けで申請のあった公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第11条第1号および同条第3号に規定する公立丹南病院の受付時間の決定または休診日の変更については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

承認内容

受付時間	診療科	曜日	受付時間					
				午前	時	分から	時	分まで
				午後	時	分から	時	分まで
				午前	時	分から	時	分まで
				午後	時	分から	時	分まで
申請（変更）理由								
実施時期			年	月	日から			
休診日	診療（休診）日		年	月	日			
	休診（診療）理由							

（注）承認内容は、施設の見やすい場所に掲示するとともに、利用者に対する周知を行うこと。

2 不承認

不承認の理由

様式第4号（第4条関係）

公立丹南病院利用料金承認申請書

年 月 日

公立丹南病院組合管理者 様

申請者 所在地
名称
代表者名 印

公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第12条第1項第6号に規定する公立丹南病院利用料金について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請内容

区分	単位	申請額	摘要

（注）区分欄には、公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例「別表」中の区分欄に準じて記載し、必要に応じ、関係資料を添付すること。

2 申請の理由

3 実施時期 年 月 日から

様式第5号（第4条関係）

公立丹南病院利用料金承認（不承認）通知書

年 月 日

様

公立丹南病院組合管理者

年 月 日付けで申請のあった公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第12条第1項第6号に規定する公立丹南病院利用料金については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

(1) 承認内容

区分	単位	申請額	摘要

(注) 承認内容は、施設の見やすい場所に掲示するとともに、利用者に対する周知を行うこと。

(2) 実施時期 年 月 日から

2 不承認

不承認の理由

様式第6号（第7条関係）

公立丹南病院利用料金減免承認申請書

年 月 日

公立丹南病院組合管理者 様

申請者 所在地
名称
代表者名 印

公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第15条に規定する公立丹南病院利用料金の減免をしたいので、次のとおり申請します。

1 申請内容

利用者	住所			
	氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
申請内容	減免適用期日	年 月 日		
	減免の内容	利用料金額	減免額	差引徴収額
減免の理由				

(注) 必要に応じ、関係資料を添付すること。

様式第7号（第7条関係）

公立丹南病院利用料金減免承認（不承認）通知書

年 月 日

様

公立丹南病院組合管理者

年 月 日付けで申請のあった公立丹南病院組合病院事業の設置等に関する条例第15条に規定する公立丹南病院利用料金の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

承認内容

利用者	住所			
	氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (歳)
承認内容	減免適用期日	年 月 日		
	減免の内容	利用料金額	減免額	差引徴収額
備考（承認に当たっての条件等）				

2 不承認

不承認の理由